## ◎衆議院小選挙区選出議員の選挙区間

### における人口較差を緊急に是正する

### ための公職選挙法及び衆議院議員選

### 挙区画定審議会設置法の一部を改正

#### する法律

平成 一四年一一月二六日法律第九五号)(衆

### 提案理 亩

挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する ○細田議員 属の会を代表して、 (の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選 挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選 いわゆる緊急是正法案につきまして、 ただいま議題となりました衆議院小選挙区選出議 その趣旨及び内容を御説明申し上げま 自由民主党・無

員

所

す。 まず、

るため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の 間における人口格差を緊急に是正し、 府の権威を保持することであると認識しております。 挙区間格差□・三○四倍を違憲状態とし、できるだけ速やかな 小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、 言及した最高裁大法廷判決について、真摯に応えることが立法 人別枠方式の廃止、 我々は、昨年三月、現行の一人別枠方式及びそれに基づく選 今回の緊急是正法は、このような認識のもと、現行の衆議院 本法律案の趣旨について申し上げます。 区割り規定の改正という立法措置にまで 違憲状態を早期に解消す 各選挙区

申し上げます。 次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明

部を改正しようとするものであります。

年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区の改定案、以下、 たとおり、 であります。 院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるもの における人口格差を緊急に是正するため、 今次の改定案と言いますが、その作成に当たり、 第一に、この法律の趣旨についてでありますが、今述べまし 衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二 公職選挙法及び衆議 各小選挙区間

第二に、公職選挙法の一部改正についてでありますが、まず、

そのうち小選挙区選出議員の定数を現行の三百人から二百九十 衆議院議員の定数を現行の四百八十人から四百七十五人とし、

また、衆議院の小選挙区の区割りは、 別に法律で定めること 五人に改めることといたしております。

といたしております。 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正につ

について、一人別枠方式を廃止することといたしております。

いてでありますが、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数

数といたしております。 県の区域内の衆議院小選挙区の数は、 少ない、言いかえれば、一票の価値の高い、高知、徳島、 ゆる区画審の行う今次の改定案の作成に当たっては、各都道府 いてでありますが、まず、衆議院議員選挙区画定審議会、いわ 第四に、今次の改定案の作成基準及び勧告期限等の特例につ 山梨の上位五県について、それぞれ一減いたしておりま 具体的には、 議員一人当たりの人口の 本法の附則別表で定める 福井、

定めております。 次に、区画審の行う今次の改定案の作成基準の特例について

しております。

少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の その一つ目の基準として、各小選挙区の人口は、 人口の最も

> なわち、選挙区間格差二倍未満ということを法律上明記いたし 人口以上であって、 かつ、当該人口の二倍未満であること、す

ております。 二つ目の基準として、 小選挙区の改定案の作成は、 人口の最

い選挙区及び格差二倍未満の基準に適合しない選挙区を格差三 区域内の選挙区、さきに述べた格差二倍未満の基準に適合しな も少ない都道府県の区域内の選挙区、 県別定数が減少する県の

倍未満とするために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこ

要な改定は隣接選挙区に限るなど、必要最小限の改定にとどめ 市町村合併の影響の調整は基本的には行わない、あるいは、必 ととなる選挙区についてのみ行うこと等としております。 ちょっと補足して申しますと、本法案は、緊急是正のために、

施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うことと 次に、区画審の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の

るという考え方に立っております。

当該勧告に基づき、 しております。 最後に、政府は、 速やかに法制上の措置を講ずることといた 今次の改定案に係る勧告があったときは

布の日から施行することといたしております。ただし、公職選 第五に、施行期日等についてでありますが、この法律は、公

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げまり法の施行の日から施行することといたしております。り法の施行の日から施行することとしております。

# する特別委員長報告(平成二四年一一月一五日)二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関

ととしております。

す。

○加藤公一君 ただいま議題となりました仔法す。

差を緊急に是正するため、 選挙区の改定案の作成に当たり、 審議会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。 を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定 の小選挙区は、 本案は、 次に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差 小選挙区選出議員を二百九十五人とすること、 平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院の小 別に法律で定めることとするとともに、 衆議院議員の定数を四百七十五人と 各小選挙区間における人口格 また、 衆議 いわ

> す。 議会が作成する改定案の作成基準等を定めることとしておりま 講五減とし、格差二倍未満とする等、衆議院議員選挙区画定審 ゆる一人別枠方式を廃止し、都道府県ごとの小選挙区の数を○

衆議院の小選挙区を定める別の法律の施行の日から施行するこが、小選挙区選出議員の定数を五人削減することについては、なお、本法の施行期日は公布の日からといたしております

り可決すべきものと決しました。質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおもので、本日、提出者細田博之君から提案理由の説明を聴取し、本案は、第百八十回国会に提出され、継続審査となっていた

以上、御報告申し上げます。 .....(略)......

## 別委員長報告(平成二四年一一月一六日)一、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特

て、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における○轟木利治君(ただいま議題となりました両法律案につきまし

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

九

(略).....

挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選

挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選

結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成 議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の 審議会設置法の一部を改正する法律案は、衆議院小選挙区選出 を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定 を改正しようとするものであります。 に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するた め、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差

性等について質疑が行われました。 挙を行い違憲・無効とされる懸念、定数削減実現に向けた今後 の対応、小選挙区制に対する評価、 旨説明を聴取した後、違憲状態とされた選挙区割りのまま総選 委員会におきましては、発議者衆議院議員細田博之君から趣 選挙制度の抜本改革の方向

を代表して森ゆうこ委員、日本共産党を代表して井上哲士委員 よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。 質疑を終局し、 討論を終局し、 採決の結果、 討論に入りましたところ、 本法律案は多数をもって原案と 国民の生活が第一

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。